

## 「債務調整等に関する調査研究会 報告書」(抜粋)

## 第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進について

H20. 12. 5

## VI. 公営企業に係る改革

## 1. 第三セクター等に準じた改革の必要性

公営企業は、地方公共団体の一部（特別会計）として経営される企業であり、公営企業の債務は地方公共団体そのものの債務である点で、地方公共団体とは別の法人格を有する第三セクター等とは大きく異なるものである。

しかしながら、その経営については、一般会計との適切な負担区分を前提としつつ、独立採算制を基本原則としており、一部の公営企業においては経営が著しく悪化し、将来的な財政負担の軽減を図る観点から、存廃を含む抜本的改革を行うべきケースも見られる。

こうした点では、現在の第三セクター等が置かれた状況に共通する面もあることから、地方公共団体は、今般の第三セクター等の改革に準じた取組を行い、財政の健全化を進めていく必要がある。

## 2. 検討対象

地方公共団体は、基本的にすべての公営企業を対象として改革の必要性について検討を行うことが望ましい。特に、健全化法上の資金不足額がある公営企業及び借入資本金を負債計上した場合に実質的に債務超過である公営企業については、積極的な検討が行われるべきである。

## 3. 資金手当等の措置

公営企業の抜本的な改革を行うに当たって必要となる経費について、第三セクター等の場合に準じて、資金手当等の措置を講じる必要がある。

## 4. 経営状況の的確な把握等

地方公共団体は、情報開示の徹底による責任の明確化、議会における十分な議論等、第三セクター等の改革に準じた取組を推進するべきであるほか、総務省においては、公営企業の経営状況等をよりの的確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化等、所要の改革を行うべきである。

